

編集規程

1. 本誌は、日本国際理解教育学会機関誌であり、原則として年1回発行する。
2. 本誌は、国際理解教育にかかわる研究論文、研究ノート、実践研究論文、実践研究ノート、書評、新刊紹介、その他国際理解教育の学会関連記事等を掲載する。それぞれの内容については、以下のとおりとする。
 - (1) 研究論文：国際理解教育の理論に関する研究、活動・実践に関する理論的研究
 - (2) 研究ノート：国際理解教育の理論に関する調査・事例研究等
 - (3) 実践研究論文：国際理解教育に関する活動の実践的研究
 - (4) 実践研究ノート：国際理解教育の実践に関する調査・事例研究等
 - (5) 特集論文：編集委員会が決定したテーマに関わる研究
 - (6) 書評：国際理解教育に関する書籍の論評
 - (7) 新刊紹介：会員諸氏の出版物・報告書などの著書紹介
 - (8) 学会関連記事等：編集委員会が定める内容
3. 掲載の採否は、複数の審査員の精査を経て、編集委員会で審議し決定する。
4. 編集委員会は、執筆者との協議を通じて提出原稿の内容の変更を求めることができる。その際の採否は改めて編集委員会で審議して決定する。
5. 本誌に掲載の研究論文等の原稿及びデジタルメディアは、原則として返却しない。
6. 掲載された論文の著作権は、別に定める「日本国際理解教育学会著作権規程」に基づき取り扱われるものとする。
7. 執筆者の校正は初校のみとする。その際、修正は原則として認めない。
8. この規程の改廃は、総会の議決による。

附則1 本規程は、2021年1月17日より施行する。

著作権規程

(目的)

1. この規程は、日本国際理解教育学会の紀要に掲載された論文等(以下論文等)の著作権の取扱いについて定めるものである。

(著作権の帰属)

2. (1) 論文等の著作権は、論文等の原稿が学会に受理された時点から、原則として本学会に帰属する。
- (2) 特別な事情により、前項の原則が適用できない場合は、著者と本学会の間で協議して措置する。

(著作権の利用)

3. (1) 論文等の著作権は本学会に帰属するが、著作者人格権は著者に帰属する。ただし、著者が著者自身の論文等を複製・翻訳等の形で利用することに対し、本学会はこれに異議申立て、もしくは妨げることはしない。この場合著者は本学会の了解を得ることとし、複製物あるいは著作物中に出典を明記すること。
- (2) 本学会は論文等の複製を行うことができる。ただしこの場合、関係する著者にその旨了解を得る。
- (3) 第三者から論文等の複製あるいは翻訳等の許諾要請があった場合、本学会において審議し、適当と認めたものについて要請に応じることができる。ただしこの場合、関係する著者にその旨了解を得る。
- (4) 前項の措置によって、第三者から本学会に対価の支払いがあった場合には、

本学会会計に繰り入れる。

(著作権侵害等に対する注意事項)

4. (1) 執筆に当たっては、他人の著作権を侵害、名誉毀損、その他の問題を生じないよう十分に配慮すること。
- (2) 著者は公表された著作物を引用することができる。引用した場合はその出典を明示すること。
- (3) 万一、論文等が第三者の著作権を侵害するなどの指摘がなされ、第三者に損害を与えた場合、著者がその責を負う。

(規程の改廃)

5. この規程の改廃は、総会の議決による。

附則1 この規定は、2021年1月17日より施行する。

投稿規程

1. 本誌に投稿できる者は、日本国際理解教育学会の会員でなければならない。ただし、編集委員会が特に依頼した場合は、この限りではない。
2. 投稿する原稿は、国際理解教育に関するもので、未発表のものに限る。ただし、口頭発表資料はこの限りではない。また、研究倫理に則り、他学会等との二重投稿、捏造、改竄、盗用、不適切なオーサiership、自己盗用などの研究不正は一切認めない。投稿を取り下げる場合には、編集委員会に速やかに連絡するものとする。
3. 投稿する論文における個人情報については、執筆者の責任において、個人情報保護法等の法令に基づき、適正に取り扱うものとする。
4. 論文等が掲載された場合、学会誌刊行後1年内はウェブサイトなどの電子媒体に公開することを控えることを了解して、投稿するものとする。
5. 同一人物による同号への複数投稿は認めない。また、論文掲載者の連続投稿は認めない(1年をあけるものとする)。
6. 投稿原稿は、9月30日までに原本1部とコピー4部を編集委員会に提出すること。すべての投稿者は、学会ホームページからダウンロードした「二重投稿・自己盗用防止のための申告書」を、必要事項を記入した上で提出すること。
なお、掲載が決まった際は、原稿のデジタルデータを提出するものとする。
7. 表紙には、邦文表題および英文表題、執筆者名(ふりがな、ローマ字表記)、所属機関・職名、投稿区分(特集または一般研究、研究論文または実践研究論文、研究ノートまたは実践研究ノートの別)、キーワード(4~5)、および、連絡先(住所、氏名、所属、電話番号、メールアドレスなど)を明記すること。
8. 論文本体には、氏名・所属は記入せず、投稿区分と題名(副題を含む)のみとすること。
9. 特集テーマに関する論文においても、研究論文・実践研究論文、研究ノート・実践研究ノートの区別を明記すること。
10. 編集委員会事務局の住所等は、下記の通りである。

〒214-8580 神奈川県川崎市多摩区東三田2-1-1

専修大学 経営学部 福山文子研究室気付

日本国際理解教育学会紀要編集委員会事務局

TEL: 044-900-7988 (研究室受付)

E-mail: fukuyama@isc.senshu-u.ac.jp (福山文子)

審査の手順

1. 投稿原稿については、編集委員および編集委員会が委嘱した審査員2名以上によって審査する。
2. 査読については、①オリジナリティ（新しい知見）、②論旨の一貫性・構成の明確さ、③客観性、④文章の理解しやすさ、⑤国際理解教育との関連、の5つの観点から4段階によって評価し、総合的に「A: 掲載を承認、B: 一部修正の上掲載、C: リライトの上再査読、D: 掲載不承認」のいずれかの採択となる。
3. 第一次審査の結果、原稿の「D: 掲載不承認」が決定したときには、ただちに執筆者にその旨を通知する。ただし、投稿原稿は返却しない。
4. 第一次審査で、上記A～Cの採択が決まった原稿でも、立論の仕方や記述の順序などの全体構成、論証の仕方やデータの提示、解釈の仕方などの内容について、再検討や字句表現の修正などを求める場合がある。この場合、編集委員会からのコメントに従って、原稿を書き直し、指定する期日までに再提出する。この際、編集委員会の修正条件に対してどのように改善したのかの書面もあわせて提出するものとする。
5. 再提出された原稿は、編集委員会において第二次審査を行い、第一次審査で付された条件が満たされているかを改めて審査する。その結果、Cについては「掲載不承認」になる場合もある。
6. 第二次審査をへて掲載が決定した投稿原稿は、編集委員会において最終的な整理を行う。
7. 掲載原稿の校正は、初校、再校までを執筆者によるものとするが、三校以後は編集委員会ならびに出版社（明石書店）の責任において行う。その際、表現方法・記述などについて若干の修正を行う場合もある。

執筆要項

- 原稿の分量および原稿書式については、以下のことを守ること。
 - ・ 研究論文・実践研究論文：ワープロ原稿。22字×39行×2段＝1716字×10ページ以内（タイトル・図・表・注・参考文献などすべて含む）。
 - ・ 研究ノート・実践研究ノート：ワープロ原稿。22字×39行×2段＝1716字×5ページ以内（タイトル・図・表・写真・注・参考文献などすべて含む）。
 - ・ A4用紙、横書き、片面出力、ページ番号付。洋数字の使用（1桁数字は全角文字、2桁以上は半角文字）。欧文タイトル・欧文著者名は欧文半角文字を使用する。
 - ・ 図表の挿入箇所を本文中にも明記する。なお図表の文字ポイントは最小で9ポイントまでとする。
 - ・ 論文本体の表題スペースは、12行×2段を確保すること。したがって1ページ目は22字×27行×2段となる。
 - ・ 注も本文と同じ文字サイズ・書式でおさめること。ただし、注は、引用文献を示すものではなく、本文の内容を補足するものに限るものとする。
 - ・ 引用文献については、引用文献リストとしてまとめて示す方式とする。
 - ・ 本文中においては、著者名（発行年：引用頁）の形式で表記し、注番号はつけない。
 - 例1：藤原（2010：40）は、教師のカリキュラム・デザイン力について、実践力、企画力、創造力、表現・コミュニケーション力、総合力から論じた。
 - 例2：藤原は、教師のカリキュラム・デザインについて、「教師にも、単なる教科指導、学級経営の専門家としてだけではなく、学習者の学びを引き出し、（…中略…）としての役割が必要になってきた」（2010：40）としている。
 - ・ 論文末に、注の後にまとめて一覧する引用文献リストにおいて、以下のように表記

する。

例：藤原孝章（2010）「教師のカリキュラム・デザイン力」日本国際理解教育学会編『グローバル時代の国際理解教育—実践と理論をつなぐ—』明石書店。
引用文献一覧は以下のように表記し、著者の50音順、アルファベット順に並べる。

和文例

単著：著者（発行年）『書名（副題含む）』出版社

編著：編者編（発行年）『書名（副題含む）』出版社

翻訳書：著者、訳者（発行年）『書名（副題含む）』出版社

論文：著者（発行年）「題名（副題含む）」発行者『掲載誌』号数、ページ番号（例1-10）頁

分担執筆：著者（発行年）「題名（副題含む）」編者編『書名（副題含む）』出版社、ページ番号（例1-10）頁

ウェブサイト：「サイト名」ウェブサイトアドレス（閲覧日）

報告書（科研など）：〇〇助成金成果報告書（発行年）『書名（副題含む）』（代表者名・所属）

欧文例

書籍：Council of Europe (2001) *Common European Framework of Reference for Languages: Learning, Teaching, Assessment*. Cambridge: Cambridge University Press.

論文：Phillipson, R. (2001) English for Globalisation for the World's People? *International Review of Education*, 47(3/4), pp.185-200.

・節、項目のナンバリングのルールについて以下のように表記する。

節 数字：1. 2. 3.

項目 LEVEL 1（半角数字）：(1) (2) (3)

項目 LEVEL 2 半角数字：1) 2) 3)

項目 LEVEL 3 〇付数字：① ② ③

項目 LEVEL 4（半角小文字アルファベット）：(a) (b) (c)